平成２３年（フ）第２８０６号
東京都中央区日本橋蛎殻町２丁目８番５号
破産者　有限会社シューテック
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９３４号
横浜市保土ケ谷区上星川２丁目９番40号
破産者　有限会社フジテック
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７３号
長野市篠ノ井杵淵48番地の７
破産者　有限会社酒菜家
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３８号
岐阜県大垣市島里１丁目18番地の２
破産者　株式会社マツオ機工
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第４８号
静岡県富士市本市場新田32番地の５
破産者　有限会社アドトラスト
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第９３号
山口県山陽小野田市大字千崎616番地の15
破産者　アサヒエンタープライズ株式会社
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所宇部支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第４８１４号
富山県氷見市触坂1601
破産者　山下　瀧男
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２号
鹿児島県南さつま市加世田本町32番地３
破産者　伊東　敬三
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２３年（フ）第１５７９号
札幌市白石区菊水４条２丁目１番８―301号
破産者　村上ゆかり
1　決定年月日　平成24年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３１１号
札幌市西区宮の沢２条２丁目10番48号　ルモア102号
破産者　和泉　昌子
1　決定年月日　平成24年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８９９号
仙台市宮城野区新田２丁目16番８―301号
破産者　門間　真路（旧姓佐藤・山寺）
1　決定年月日　平成24年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２３９号
茨城県水戸市元吉田町1776番地の29　アトム元吉田マンション202号、旧住所茨城県ひたちなか市田宮原4176番地１
破産者　朶　　利勝
1　決定年月日　平成24年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４９２号
神奈川県座間市入谷３丁目3368番地の３
破産者　鈴木　　勝
1　決定年月日　平成24年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５５２号
相模原市中央区弥栄２丁目16番23号　鈴木ハイツ201
破産者　田口　広司
1　決定年月日　平成24年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第７２号
長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉5583番地１ベルグランデＴ201号、前住所山梨県甲府市山宮町3368番地310
破産者　北村　佳人
1　決定年月日　平成24年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２３年（フ）第２２９５号
名古屋市南区弥次ヱ町１丁目17番地の２　本州ビルⅢ514号
破産者　稲田　慎也
1　決定年月日　平成24年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５００号
名古屋市西区名西２丁目５番５号
破産者　おかげ工房こと　柴田　　実
1　決定年月日　平成24年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８４５号
名古屋市緑区大形山1106番地の１　西島方、住民票上の住所名古屋市天白区梅が丘１丁目613番地　サンヒルズ305号
破産者　田坂　啓子
1　決定年月日　平成24年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２２４号
京都市下京区西新屋敷下之町17番地４、前住所京都市山科区東野八反畑町58番地150
破産者　廣瀬　　稔
1　決定年月日　平成24年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１１６号
神戸市須磨区清水台１番地の９　アルテピアⅢ番街１―708号
破産者　西　　浩美
1　決定年月日　平成24年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部